

桶川市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付要綱

(平成24年 3月 1日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て支援の一環として、幼児2人同乗用自転車の購入費に対し、幼児2人同乗用自転車購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、補助金等交付規程（昭和30年桶川市規程第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 幼児2人同乗用自転車 運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車であって、社団法人自転車協会又は財団法人製品安全協会が定める幼児2人同乗用自転車に関する安全基準に適合することが認証され、かつ、その認証を証明する表示がなされているものをいう。

(2) 幼児 小学校就学前の児童をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、幼児2人同乗用自転車を購入し、及び使用する者で、補助金申請時において、次のいずれの要件も満たしているものとする。

(1) 本市の区域内に住所を有していること。

(2) 幼児2名以上を養育している者で、当該幼児と生計を一にしていること。

(3) 市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。）並びに保育料及び放課後児童クラブ負担金の滞納がないこと。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる幼児2人同乗用自転車に係る経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 幼児2人同乗用自転車の購入費用（中古品又は転売品を除く。）
- (2) 幼児用ヘルメット（幼児2人用乗用自転車と同時に申請する場合に限る。）

2 補助金は、市内の自転車販売店で購入し、1世帯につき幼児2人同乗用自転車は1台まで、幼児用ヘルメットは2個までを対象とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条の対象経費の2分の1に相当する額（100円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とし、3万円を限度とする。

（補助金の交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、幼児2人用乗用自転車を購入してから6月以内に、桶川市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 領収証の写し（申請者の氏名及び購入品目が明記されているもの。）
- (2) 製造会社の保証書の写し（社団法人自転車協会が定める幼児2人同乗用自転車に関する安全基準に適合していることがわかるもの。）
- (3) 自転車防犯登録カード（乙）の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、桶川市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により、交付決定をした場合において、申請者に対し、補助金の交付に関し条件を付すことができる。

(補助金の請求)

第8条 前条第1項により補助金の交付決定を受けた申請者は、桶川市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた申請者がこの要綱の規定に違反した場合又は偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けた場合には、申請者に対し第7条の交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金の交付がなされているときは、当該補助金の交付を受けた申請者に対し、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に、改正前の桶川市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)の規定によりした申請、決定その他の行為は、この要綱の相当する規定により行ったものとみなす。

3 この要綱の施行の際、現にある旧要綱の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。